

地方分権改革推進委員会の第2次勧告について

このたび、地方分権改革推進委員会は、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」の2つを柱とする「第2次勧告」を取りまとめた。

地方分権改革の取組みは、地方自治体が住民や地域のニーズに応じた施策を推進し、住民本位の行政を行う「地方政府」の確立を目指そうとするものであるが、今般の「第2次勧告」では、国の出先機関の見直しによる、国と地方の明快な役割分担の提示や、二重行政を排除する簡素・効率的な行政を実現する具体的な姿の提示が十分なされたとはいえない。

そこで、真の地方分権改革を強力に推進するため、今年11月に本県がとりまとめた「地方分権改革の推進に向けた緊急提言」の内容を十分に踏まえた検討を改めて行い、第3次勧告に向けて、次の事項について取り組むことを緊急提言する。

1 国の出先機関の事務・権限の移譲範囲の拡大

- 第2次勧告で提示された出先機関から地方自治体への事務・権限の移譲範囲は極めて不十分であるとの地方の意見を受け止め、大幅に移譲する事務・権限を具体的に勧告すべきである。
- 国と地方の事務・権限の移譲に当たっては、簡潔かつ明快なメルクマールを示し、それに基づいて厳格な役割分担の仕分けを行うべきである。

2 地方振興局(仮称)等総合出先機関の規模の最小化

- 地方振興局(仮称)、地方工務局(仮称)及び地方厚生局の見直しは、国の機関数を減らす単なる行政改革であってはならない。
- 出先機関が行っている地域に関わる事務・権限を、人材と財源を一体的に積極的に地方自治体に移譲し、出先機関に残す事務・権限は、真に国が実施すべきものに限定すべきである。
- こうした見直しを確実に推進するため、遅くとも第3次勧告までには、地方自治体に移すべき事務・権限と地方振興局(仮称)等に残す事務・権限に係る人員及び財源の規模を提示すべきである。

3 ブロック機関の事務・権限を地方に移譲する仕組みの創設

- ブロック単位に設けられる地方振興局(仮称)、地方工務局(仮称)及び地方厚生局の組織は、暫定的な組織として位置付け、近い将来、都道府県の連合組織等に引き継がれるよう、具体的な工程を示すべきである。
- また、道州制への道筋を確かなものとするためにも、それらブロック機関は、早期に廃止し、その事務・権限を地方へ移譲すべきである。
- なお、当面は、都道府県の意欲に応じて、ブロック機関の事務・権限を個別に引き受けることができる事務処理の特例制度を設けるべきである。

平成20年12月9日

内閣総理大臣 麻生太郎 様
総務大臣 鳩山邦夫 様
地方分権改革推進委員会
委員長 丹羽宇一郎 様

神奈川県知事 松沢成文